

# 佐世保市博物館島瀬美術センター カフェ出店者 募集要項

令和5年2月  
佐世保市博物館島瀬美術センター  
指定管理者 公益財団法人 佐世保地域文化事業財団

## 1. 募集内容

### (1) 趣旨

佐世保市博物館島瀬美術センターの1階ロビー部分において、飲食提供を行う事業者を募集します。

### (2) 佐世保市博物館島瀬美術センター概要

- ア. 所在地 長崎県佐世保市島瀬町6番22号
- イ. 設置者 佐世保市
- ウ. 管理運営 指定管理者 公益財団法人 佐世保地域文化事業財団
- エ. 開館時間 午前10時から午後6時まで（入館は午後5時30分まで）
- オ. 休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日を休館日とする。都合により火曜日も開館する場合あり）、年末年始（12月29日から1月3日まで）

### (3) 募集施設の概要

- ア. 場所 佐世保市博物館島瀬美術センター1階 ロビー部分
- イ. 面積 専用区域 18.38㎡
- ウ. 図面 別紙1-1及び1-2のとおり
- エ. 設備等 現在設置の設備等（別紙2のとおり）は使用可。ただし、開館から40年近く経過しており、客席・厨房ともに経年劣化がみられます。佐世保市博物館島瀬美術センター担当者と協議のうえ、事業者の負担でメンテナンス及び改修をおこなって下さい。

### (4) 選定方法

公募型プロポーザル方式（企画書提案及びプレゼンテーション）

### (5) 運営条件について

- ア. 施設利用料…公募による提案（最低月額15,277円（税込）とします。）
- イ. 必要経費の負担…以下の経費は、事業者の負担となります。
  - ①光熱水費
    - ・電気、水道…毎月使用量に応じて財団の定める単価により実費請求をします。
    - ・ガス…ガス業者との直接契約をお願いします。
  - ②清掃費
  - ③ゴミ処理費
  - ④設備・什器備品費
  - ⑤消耗品費、通信費その他営業に必要な経費
  - ⑥施設・設備等の改修、修繕費…佐世保市博物館島瀬美術センター担当者と協議のうえ決定して下さい。
  - ⑦撤退時の原状回復費…佐世保市博物館島瀬美術センター担当者と協議のうえ原状回復をおこなって下さい。
- ウ. 営業日…佐世保市博物館島瀬美術センターの開館日は営業して下さい（必須）。佐世保市博物館島瀬美術センター休館日を営業日とすることはできません。
- エ. 営業時間…原則として佐世保市博物館島瀬美術センターの開館時間（午前10時から午後6時まで）としてください。
- オ. 使用期間…令和5年4月1日から令和6年3月31日までを予定しています。ただし、良好な運営状況にあり、財団及び事業者の双方に更新の意思が確認された場合には、使用期間を更新する可能性があります。

- カ. 供用開始…契約締結日から可能です。営業開始日は佐世保市博物館島瀬美術センター担当者と調整のうえ決定して下さい。
- キ. 事業者は営業する権利の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸及び再委託することはできません。
- ク. 施設・設備等のメンテナンス及び改修を行う場合には工事計画書を作成し、工事着手前に必ず 佐世保市博物館島瀬美術センター担当者と協議のうえ、着工して下さい。また撤退時には原状回復を行ってください。
- ケ. 事業者は、毎事業年度終了後、年間の収支実績報告を提出して下さい。
- コ. その他・注意事項
  - ①施設内は全面禁煙とします。
  - ②同フロアにはピアノが設置されており、演奏がある場合がありますのでご協力をお願いします。
  - ③レコードプレーヤー等、音響機器の使用は可能ですが、音量に配慮してください。また展覧会の内容などにより、使用を中止していただく場合があります。
  - ④匂いの強いメニュー等につきましては事前にご相談ください。

## 2. 応募方法について

### (1) 応募条件

応募できる事業者は、次のすべての条件を満たす法人又は個人とします。

- ア. 過去3年以内に税の滞納がないこと。
- イ. 過去3年以内に食品衛生法等関係法令による行政処分を受けたことがないこと。
- ウ. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、かつ、佐世保市博物館島瀬美術センターにおいて必要な営業許可が得られる見込みがあること。
- エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- オ. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当しない者で構成されること。

### (2) 応募用紙の配布について

- ア. 応募用紙の配布期間  
令和5年2月20日（月）から令和5年3月17日（金）17時まで
- イ. 応募用紙の配布方法  
佐世保市博物館島瀬美術センターホームページからダウンロードしてください。  
<https://shimabi.com/>

### (3) 提出書類

上記（1）の応募条件を満たすことを確認の上、下記の書類を提出して下さい。

- ア. 応募申込書（様式1）
- イ. 定款（法人の場合）
- ウ. 会社概要（様式2）
- エ. 決算書（過去3カ年分）
- オ. 商業・法人登記簿謄本
- カ. 納税証明書（法人税、消費税、法人事業税、法人住民税の令和2年度分）

**キ. 出店企画書（様式自由 A4版10ページ以内<sup>(注)</sup>）**

（注）出店者募集要項4ページ 「4. 事業者の選定方法について（3）評価項目」にそって出店企画書を作成して下さい。

**(4) 提出方法**

持参又は郵送

**(5) 受付期間**

令和5年2月20日（月）から令和5年3月21日（火・祝）まで

※持参の場合は最終日17時まで受付、郵送の場合は最終日必着とします。

**(6) 提出先**

〒857-0806 佐世保市島瀬町6番22号

佐世保市博物館島瀬美術センター

**3. 現地説明会について**

**(1) 日時**

令和5年3月7日（火）14:00～

**(2) 場所**

佐世保市博物館島瀬美術センター1階

**(3) 参加申し込みについて**

現地説明会に参加希望の事業者の方は、令和5年3月6日（月）までに、参加する旨を下記までご連絡下さい。なお、参加者は各社2名までとさせていただきます。

**(4) 簡易的な下見に関しては随時対応致します。まずは、お電話でご連絡下さい。**

佐世保市博物館島瀬美術センター 担当 中野

TEL: 0956-22-7213 FAX: 0956-22-7226

**4. 事業者の選定方法について**

**(1) 選定方法**

公募型プロポーザル方式（企画書提案及びプレゼンテーション）

**(2) 評価方法**

ア. 財団及び外部関係者による計5名で、提出された出店企画書をもとにヒアリング・審査を実施し、その内容について評価・採点して選定します。選定に関しては、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行います。

イ. 2の（1）に掲げる応募条件、また、2の（3）の提出書類を満たさない事業者については審査の対象外とします。

ウ. ヒアリングは審査対象となる事業者全てに実施します。ヒアリングの実施については、応募締め切り後、佐世保市博物館島瀬美術センターより、日程調整の連絡をします。

### (3) 評価項目

以下の項目の合計点により評価します。（合計 100 点）

項目	No	具体的内容	点 数
運営方針等	①	店舗の名称	35 点
	②	どのような目的で、どのような店舗づくりをしたいのか	
	③	販売予定のメニューや価格等	
	④	セールスポイント	
事業計画等	①	営業日及び営業時間	50 点
	②	人員配置計画	
	③	安全管理や食品衛生に関する体制（資格の有無）	
	④	出店に係る設備投資計画（内外装工事や什器備品等）と資金調達方法	
	⑤	営業見通し（月平均の売上高、仕入高、人件費、支払利息、財団へのテナント料、その他経費、利益）	
	⑥	開店予定時期	
その他	①	飲食店の営業実績（過去 3 年間）	15 点
	②	佐世保市博物館島瀬美術センター利用者へのサービス提案（ケータリング及び割引等）	
	③	佐世保市博物館島瀬美術センターに期待すること。 また、それを実現するために協力できること	

### (4) 選定結果について

選定は、上記（3）の評価項目において最高点を得た事業者とし、結果は 3 月 29 日（水）までに佐世保市博物館島瀬美術センターホームページにて公開します。（ただし、最高点の合計が 6 割を満たさない場合は、今回の公募による選定事業者はないものとします）

## 5. 質疑応答について

### (1) 質問について

質問については、質問票（様式 3）により提出して下さい。

ア. 質問受付期間：令和 5 年 2 月 20 日（月）から 3 月 15 日（水）17 時まで

イ. 提出方法：メールによる受付とします。（E-mail：[shimabi@arkas.or.jp](mailto:shimabi@arkas.or.jp)）

### (2) 回答について

質問及びそれに対する回答は、市博物館島瀬美術センターホームページにて公開します。回答は随時行い、3 月 16 日（木）までには、質問に回答します。

## 6. 全体スケジュールについて

- 2月20日（月）から3月17日（金）まで…応募用紙の配布期間
- 3月7日（火）14時から…現地説明会の実施
- 3月15日（水）17時まで…質問の受付期間
- 3月16日（木）までに…質問への回答
- 3月21日（火・祝）まで…応募の受付期間（持参は最終日17時まで）
- 3月23日（木）以降…ヒアリングの実施
- 3月29日（水）までに…事業者決定
- 4月～5月…開店準備
- 6月1日（水）…開店（予定）

### 《応募に関するお問合せ先》

公益財団法人 佐世保地域文化事業財団  
佐世保市博物館島瀬美術センター 担当：中野  
〒857-0806 長崎県佐世保市島瀬町6番22号  
TEL：0956-22-7213 FAX：0956-22-7226  
E-mail：shimabi@arkas.or.jp